



民泊型修学旅行の誘致を推進

商工観光課にぎわい観光係 ☎0824-73-1179

民泊受け入れ家庭募集！
普及研修会開催！
—民泊とは何か？受け入れの
ノウハウについて学ぶ—

民泊型修学旅行の誘致による地域活性化を目指す「庄原市さとやま体験交流協議会」では、平成29年度からの本格的な民泊型修学旅行の受け入れに向け、民泊の概要や実際の受け入れ手順について学べる講座を開催します。

講師は、体験型教育旅行の第一人者の藤澤安良さんです。楽しいお話が聞けますので、民泊についてよく分からないと

いう方もぜひ講座を受講してください。また、現在民泊受け入れ家庭を募集しています。平成26年度末で、民泊受け入れ家庭の登録数は112軒となりましたが、十分ではありません。本年度の目標登録軒数を165軒とし、取り組みの輪を広げていきます。今後、説明会などを開催しますので、ぜひご参加ください。

民泊普及研修

とき／9月18日(金)

■昼の部 14時～16時

会場／庄原市ふれあいセンター

■夜の部 19時～21時

会場／比和自治振興センター

民泊実践研修

とき／9月19日(土)

会場／市内民泊家庭

■午前の部 10時～12時

■午後の部 14時30分～16時30分

※会場は、申し込みがあった方に別途ご連絡します。

申し込み方法 電話・ファックスまたはメールで、住所・名前・電話番号・参加講座名を9月3日(木)までに事務局へご連絡ください。

問い合わせ 庄原市さとやま体験交流協議会事務局(庄原市観光協会)

☎0824・75・0173

FAX0824・75・0172

メール kankou@shobara.net

現況届を忘れずに！

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で受けていない方を含む)は、必要書類や印鑑などを持って、受付期間中に児童福祉課または各支所市民生活室で現況届の手続きを行ってください。

期間内に手続きをしないと、8月以降の手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。

受け付け期間

○児童扶養手当
8月31日(月)まで

○特別児童扶養手当
8月11日(火)～9月10日(木)

※該当する方には、別途案内を送付します。

受け付け窓口・問い合わせ

児童福祉課児童福祉係

☎0824・73・1192

各支所市民生活室

(西城支所は、しあわせ館内)

児童扶養手当

受給資格

○児童扶養手当

母親または父親のみで養育しているひとり親家庭、あるいは父または母に代わってその子どもを養育している方に支給。児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

○特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給。



※いずれも所得制限があります。※該当すると思われる方は、お問い合わせください。